

議第125号

権利放棄につき議決を求めることについて

県有地の使用料相当損害金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者 滋賀県米原市上丹生1487番地 有限会社宗谷亭
金額 1,593,863円

【参考】 滋賀県醒井養鱒場において行政財産使用許可の終期を経過した後も、何ら適法な占有権原を有しないにもかかわらず、土地の占有を継続した平成19年度から令和4年度までの使用料相当損害金

1 権利放棄の概要

納入義務者は、滋賀県米原市上丹生の県有地（醒井養鱒場内）に、平成19年3月31日をもって行政財産の使用許可期間が終了した当該法人が所有する建物「紅葉荘」の不法占有状態を続けてきたが、令和4年6月24日付で原状回復された。

原状回復は完了したが、不法占有期間（平成19年4月1日から令和4年6月24日）の行政財産の使用料相当損害金の支払いが残っているため、訴訟提起すべきか、法人の債務を個人に請求できるか等、県顧問弁護士に相談した上で手続きを進めることとしていた。

その後、弁護士が法人登記簿を確認すると、令和4年6月25日付で解散、令和4年9月30日付で清算結了していることが判明した。

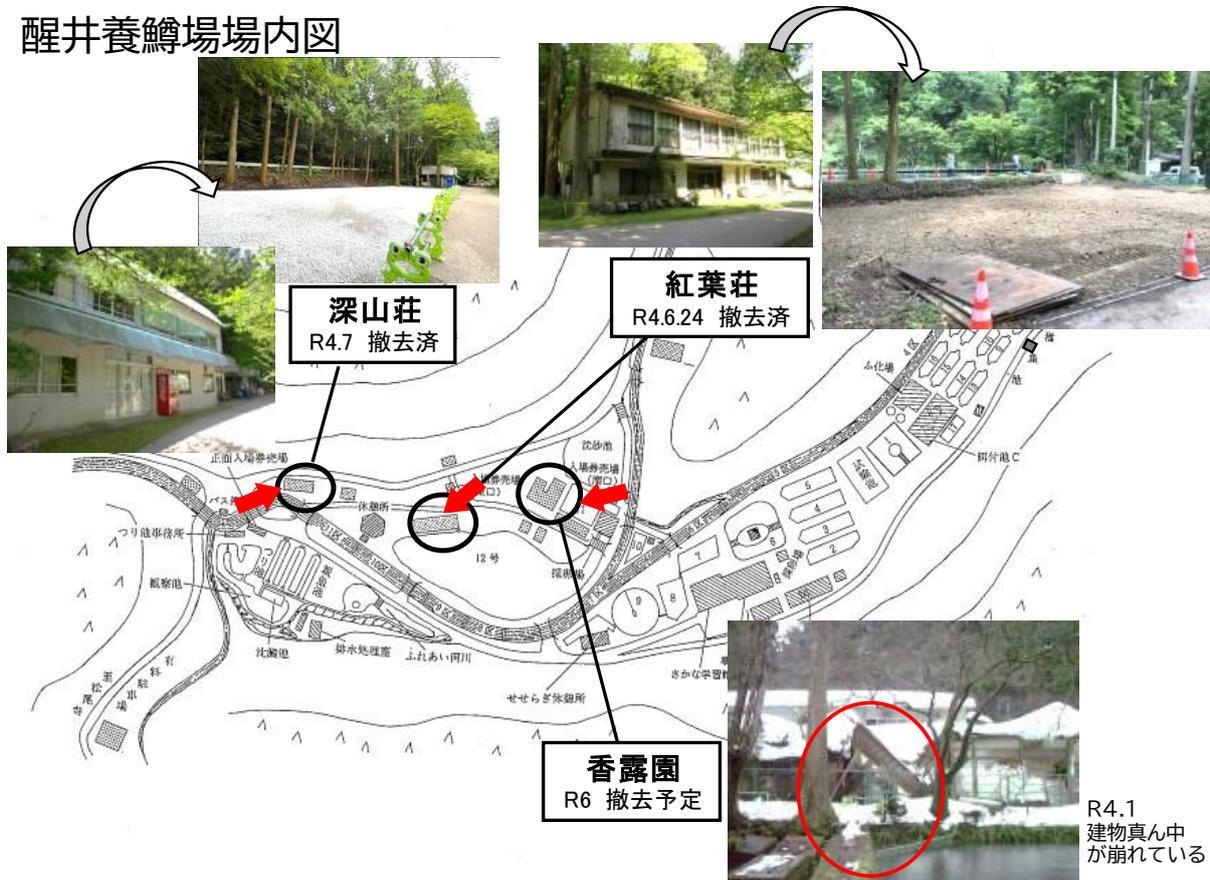
このことから、清算時に配当がなかった当該法人の財産状況や支払い能力および代表者個人に対して法律上請求ができないとの顧問弁護士の見解も踏まえ、権利放棄の判断に至る。

2 経緯

- 明治11年度 ビワマスの養殖事業を目的とした県営ふ化場として醒井養鱒場を設立。
その後、一時民間に払い下げられる。
- 昭和4年度 水産試験場附属醒井養鱒場として県営に復帰。
- 昭和31年度 有限会社宗谷亭設立。
- 昭和36年度 場内の個人（当時の有限会社宗谷亭の法人代表者）所有地 697.52 m²を県が駐車場用地として借り受け、一方、県有地 176.92 m²を宗谷亭店舗用地等として使用許可し、相互無償で借受契約を締結。
- 昭和47年度 県の借受面積は 403.04 m²に変更。
- 昭和57年度 使用許可している宗谷亭店舗用地等を 233.82 m²に変更。
- 平成10年度 県が借受地を買い取り（10,708,740円）、店舗用地 233.82 m²の使用許可を有償とする。
- 平成16年度 有限会社宗谷亭が休業状態となる。
使用許可更新（H16-H18）時に、営業再開の確約書を取り入れ。
- 平成19年度 使用許可が終了し、その後撤去されないまま不法占拠状態が継続。
～ 建物撤去の督促を実施。
- 令和4年度 有限会社宗谷亭が建物を撤去し、6月24日に原状回復が完了。
6月25日付けで法人解散、9月30日付けで清算結了。

醒井養鱒場内の不法占有建物の撤去について

醒井養鱒場場内図



○ 紅葉荘

- ・ 有限会社宗谷亭所有。平成 16 年頃から休業となり、平成 19 年 3 月 31 日に使用許可期間が終了した後、不法占有状態となっていたが、長年、撤去を要請し続けてきた結果、令和 4 年 6 月 24 日原状回復された。

○ 香露園

- ・ 有限会社香露園所有。平成 6 年頃から休業となり、平成 18 年度に唯一の役員が死亡し、平成 19 年度から不法占有状態となっている。
- ・ 老朽化により建物の崩落が進行し、危険性が増していることから、令和 5 年 2 月議会で建物収去土地明渡等請求の議決を得て、令和 5 年 6 月 30 日付で訴訟提起している。
- ・ 判決を得て、令和 6 年度に建物を強制執行する予定であるが、相手方がいないため建物撤去費用等は県が負担する必要がある。なお、使用料相当損害金についても回収見込みがないことから、請求権を放棄することになる見込みである。

○ 深山荘

- ・ 県有地に隣接した私有地に残されていた建物で、令和 4 年 7 月に撤去された。